

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県豊川市伊奈町並松167番地

氏 名 株式会社 山治紙業

代表取締役 塚本 勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する
~~第14条の2第1項~~

千葉市長 神 谷 俊



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 9 月 13 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 9 月 12 日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

圧縮施設による中間処理

(2) 取扱産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る）、イ 金属くず（空き缶に限る） 以上2品目

2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉県千葉市花見川区榎橋町1572番1、1572番11
（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 9 月 13 日 新規許可

令和 3 年 12 月 20 日 変更届出（代表者の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

以下余白

別記 1

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
 (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	処理能力	数量	所 在 地
圧縮施設(次の品目は空き缶に限る) (金属くず) (令和 3 年 3 月 31 日)	28.8 t / 日	1	千葉県千葉市花見川区積橋町 1 5 7 2 番 1、1 5 7 2 番 1 1
圧縮施設(次の品目は廃ペットボトルに限る) (廃プラスチック類) (令和 3 年 3 月 31 日)	54.4 t / 日	1	
廃棄物保管施設 (金属くず(スチール缶に限る)) (令和 3 年 3 月 31 日)	保管面積 3.5m ² 保管容量 2.9m ³ 保管高さ — 保管上限 2.9m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る)) (金属くず(空き缶に限る)) (令和 3 年 3 月 31 日)	保管面積 40m ² 保管容量 48m ³ 保管高さ — 保管上限 48m ³	1	
廃棄物保管施設 (金属くず(スチール缶に限る)) (令和 3 年 3 月 31 日)	保管面積 1.44m ² 保管容量 0.89m ³ 保管高さ — 保管上限 0.89m ³	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る)) (令和 3 年 3 月 31 日)	保管面積 1.44m ² 保管容量 0.89m ³ 保管高さ — 保管上限 0.89m ³	1	

別記 2

- (1) 処理施設の稼働時間は午前 6 時から午後 10 時までとすること。